

東日本ユニオン よこはま

J R 東日本労働組合
横浜地方本部
発行者/ 松田 和秀
編集者/ 教育・広報部

「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションに関する申し入れ」 第一次解明要求交渉Q&A④

23、**運転士基準及び車掌基準の運転適性検査は駅等の担務においても更新継続するのか明らかにすること。**

《回答》必要により適性検査を更新維持する考えである。

会社：必要により運転適性検査の更新維持する考えである。運用により、全員維持するか、割合については人によって変わってくる。(2019年4月1日より、運転士が適正A、それ以外がB)

組合：医学適正検査については。

会社：担当業種にあった適性や身体的な面もあるので、厳格にその都度システムも用いながら管理していく。

24、「**同一担務の従事期間を最長でも概ね10年**」とした根拠を明らかにすること。

《回答》安全・サービスレベルを向上させることを目的として、概ね10年という一定の目安を設けることにより多様な経験を積むこととしたものである。

会社：安全・サービスレベルを向上させることを目的として、概ね10年という一定の目安を設けることにより多様な経験を積むこととしたものである。

組合：同区で数十年いると多様な経験は積めないのか。

会社：さらに多様な経験を他職種、他区所において積んでもらいたい。例：A区運転士→B駅5年→A区指導担当など相互に経験して、輸送総合スタッフとしてレベルアップしてもらいたい。

25、「**同一担務の従事期間を最長でも概ね10年**」の「概ね」とは10年を超えることもあるのか明らかにすること。

《回答》10年をこえることもあると考えている。

会社：10年を超えることもあると考えている。

組合：系統別で10年以上同一担務になる見込みの社員数はわかるか。

会社：2020年4月1日からのスタートで、一斉に変えるとはならない。一人ひとり把握はしていない。要員の件もあり、10年3ヵ月や6ヵ月はあるが、13年とかにはならないようにしていきたい。10年は一つの目安とし、がちがちな運用は考えておらず、不安の無いように管理者を通じて面談等行っていく。個別のケースで、途中乗務できなくなった期間があった場合は、10年以上同担務の場合もある。

組合：同勤務地を11年目まで希望できるのか。

会社：担務変更又は、次の職場に行くようになる。国鉄採用者も対象である。

26、「**同一担務の従事期間を最長でも概ね10年**」とは最短で何年か明らかにすること。

《回答》最低従事期間を定める考えはない。

会社：最低従事期間を定める考えはない。4月1日だけの異動とはならず、一年を通して異動を図る。最低何年という決めはない。

組合：乗務員は通年養成していくのか。

会社：養成の回数は増える。

組合：スケジュール感は。

会社：新規の養成を踏まえたうえで異動計画を行う。満遍なく年に数回要請したほうが、現場の負担や要員のバランスもとれる。養成の時期は決まっていないがその都度行う。支社毎の特徴やバランスを見ながらジョブローテーションを行う。